

平成27年 第8回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成27年7月22日(水) 午前11:00~午前12:00

2. 場 所 : 役場庁舎2階 委員会室

3. 出席委員 (9人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	村岡 和俊
委 員	1	畠山 賢悦
”	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委 員	4	長井 進
”	6	坂根 重友
”	7	小澤 守昭
”	8	谷地村久人
”	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (1人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

7. 会議の概要

(平成 27 年第 8 回 7 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、2 番 小 坂 敏 君 をお願いします。</p>
	(農業委員会憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は 9 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 27 年第 8 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、7 番 小 澤 守 昭 君 並びに 8 番 谷地村 久人 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第 2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	<p>次に、日程第 3、議案第 15 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号 25 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>2 ページをお開きください。</p> <p>日程第 3、議案第 15 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借が 2 件であります。</p> <p>P 3、受付番号 25 号の農地法第 3 条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P 4 農地法 3 条 1 項の調査書、P 5 許可申請書の写し、P 6 に申請地の位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、借り受け人が前回設定した使用貸借期間が満了となった再度設定を行うため、申請したものです。また経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など、別紙農地法第 3 条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、</p>

	<p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、受付番号第25号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、受付番号25番の現地調査の結果を担当の3番、長根職務代理から報告を求めます。</p>
長根職務代理	<p>議案第15号 受付番号25号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号25号の申請地は畑であり、借り受け後も畑として利用する予定であります。借り受け人は以前からこの農地を借りており、貸借期間が切れたため、使用貸借の再設定を行うものです。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題ないと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第3 議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号26号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>7ページをお開きください</p> <p>受付番号26号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等についてはP7、P8、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P9 農地法3条1項の調査書、P10、P11 許可書の写し、P12、P16に申請地の位置図、を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、譲受人が親子間の使用貸借であり、譲渡人が引き続き農業者年金受給のため譲受人と使用貸借の再設定をするものであります。また、別紙農地法第3条の調査書、記載のとおり許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、この申請については、農業者年金を引き続き受給するためのものであり、利用状況等の調査については割愛させていただきました。</p> <p>以上で受付番号第24号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>

議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第15号の受付番号25号から26号については、申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第15号は、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成27年第8回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

議 長

署名者

署名者